

伊仙町結い結い留学制度実施要綱

(名称)

第1条 この制度は、伊仙町結い結い留学制度（以下「結い結い留学制度」という。）と称する。

(目的)

第2条 この制度は、伊仙町内の結い結い留学指定の学校（以下「指定校」という。）に入学又は転学（以下「転入学」という。）を希望する児童・生徒が、親元を離れて指定校区内の里親家庭で生活し、あるいは家庭とともに指定校区内に転居し、指定校に通学することにより、自然体験学習や小規模校における教育活動を通して地域との相互交流を図り、併せて学校及び校区の活性化と発展に寄与することを目的とする。

(転入学及び住居の特例)

第3条 島外からの転入者で、結い結い留学を目的として転入する場合に限り結い結い留学制度による転入学と見なす。

2 転入者が、校区内において住居を確保できない場合は、「伊仙町小規模校入学（転入学）特別認可制度に関する規定」を準用し、隣接の校区からの通学を認めるものとする。

(学校の指定)

第4条 結い結い留学制度の実施校は、次のとおりとする。

- (1) 伊仙町立鹿浦小学校
- (2) 伊仙町立馬根小学校
- (3) 伊仙町立糸木名小学校
- (4) 伊仙町立喜念小学校
- (5) 伊仙町立阿権小学校
- (6) 伊仙町立伊仙中学校
- (7) 伊仙町立面縄中学校
- (8) 伊仙町立犬田布中学校

(組織)

第5条 目的を達成するため、次の組織を置く。

- (1) 伊仙町結い結い留学制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）
- (2) 結い結い留学制度実施委員会（以下「実施委員会」という。）

2 児童に関する実施委員会は、実施校ごとに組織する。

- (1) 鹿浦地区実施委員会
- (2) 馬根地区実施委員会
- (3) 糸木名地区実施委員会
- (4) 喜念地区実施委員会
- (5) 阿権地区実施委員会

3 生徒に関する実施委員会は、実施校ごとに組織する。

- (1) 面縄地区実施委員会
- (2) 伊仙地区実施委員会
- (3) 犬田布地区実施委員会

4 兄弟で小学校及び中学校に通学する場合、結い結い留学制度を活用するにあたり、

小規模校に通学する児童を優先し、配慮するものとする。

5 推進協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 教育委員及び教育長
- (2) 校区の学校長及び教頭
- (3) 実施委員会役員
- (4) 議会総務文教厚生常任委員会委員長
- (5) 総務課長
- (6) 教育委員会総務課長

6 推進協議会の委員は無報酬とする。

7 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長には教育長、副会長には教育長職務代理者をもって充てる。

- (1) 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会議は、会長が必要に応じて招集する。

8 実施委員会は自主活動を原則とし、委員会の運営並びに留学児童の受け入れに関し必要な事項は、教育委員会と協議し、実施委員会が別に定める。

(受け入れ形態)

第6条 留学児童・生徒の受け入れ形態は、里親主体方式（里親、孫、親戚、友だち）及び家族留学方式とする。

(応募基準・申込み)

第7条 結い結い留学制度の応募基準は、次のとおりとする。

- (1) 地域の自然や環境を理解し、転入学を希望する児童生徒
- (2) 小規模校（少人数学級）での学習を希望し向上心のある児童生徒
- (3) 小学1年生から中学3年生までの児童生徒（ただし、中学3年生の受け入れに関しては各実施委員会で協議し決定するものとする。）

2 留学を希望する児童生徒の保護者（留学生に対し親権を行う者。以下「実親等」という。）は、伊仙町結い結い留学制度申込書（様式第1号）を伊仙町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

(交付決定)

第8条 実親等から申込みがあった場合は、推進協議会で内容を審査したうえで、伊仙町結い結い留学制度助成金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(留学期間及び児童の受け入れ)

第9条 留学の期間は、1年間を基準とする。ただし、本人が継続を希望する場合は、所定の手続きによりその都度更新できるものとする。

2 児童・生徒の受け入れは、当該年度ごとに町長と教育委員会が協議して決定する。

(契約事項)

第10条 留学が決定した児童生徒及び実親は、次の事項を実行するものとする。

- (1) 児童は、校区内に住民登録をする（家族留学の場合は家族を含む。）。
- (2) 健康保険証を持参する。
- (3) 里親留学の場合は、実施委員会の立会いの下で実親と里親は契約を締結する。家族留学の場合は、里親と実施委員会が契約を締結する。

- (3) 寝具その他生活に必要なものは、原則として留学生在が持参する。
- (4) 実親は、里親と連携を密にすると共に、里親宅の生活のしきたり等についても十分理解するなど、信頼関係に努めなければならない。

(助成金)

第11条 物価その他を考慮して、当面は、次のとおりとする。

- (1) 各実施委員会運営補助金 年額1万円(各校区、実施があった場合のみ)
- (2) 里親留学補助について
 - ア 里親型 実親は里親に対し、留学生の食費を含む委託料として、一人月額30,000円を、毎月25日までに翌月分を推進協議会の口座に振り込み、推進協議会は、実親負担の委託料に町助成金40,000円を加えた70,000円を、当月10日までに里親の口座に振り込むものとする。
 - イ 孫型 推進協議会は里親に対し、留学生の食費を含む町助成として、一人月額30,000円を、当月10日までに里親の口座に振り込むものとする。
 - ウ 親戚型 推進協議会は里親に対し、留学生の食費を含む町助成として、一人月額30,000円を、当月10日までに里親の口座に振り込むものとする。
 - エ 友だち型 推進協議会は里親に対し、留学生の食費を含む町助成として、一人月額30,000円を、当月10日までに里親の口座に振り込むものとする。
- (3) その他負担について
 - ア P T A会費は実親負担とし、毎前月25日までに里親に納入する。それを受けて里親は、学校及びP T A会計へ納入する。
 - イ 学校教材費や医療費、学用品費、衣料品費、通信費、遠足・旅行費、スポーツ少年団活動費、その他児童にかかる経費は、実親負担とする。
- (4) 家族留学補助について
 - ア 児童生徒にかかる経費は、原則として実親の自己負担とする。
 - イ 育成費として、留学児童生徒1人につき、月額30,000円を支給する。家賃補助として、1世帯あたり家賃月額30,000円(賃貸借契約に定められた賃貸料)を上限として支給し、当月10日までに振り込むものとする。
- 2 町助成は、児童・生徒の留学期間中に安易に廃止とならないよう配慮するが、助成する額は財政事情等を考慮し変動することがある。
- 3 留学に伴う助成金の支給期間は最大3年間までとする。
- 4 助成金の支給にあたり、伊仙町結い結い留学制度助成金振込口座依頼書(様式第3号)を提出しなければならない。
- 5 助成金の支給については、申込日を基準日として、翌月から月額分を支給する。
- 6 各実施委員会運営補助金の申請については、別に定める伊仙町補助金等交付規則に従い手続を行うものとする。
- 7 年度途中で転入した場合、転入した年度の次年度から2年間を留学期間の上限とする。

(里親留学とその義務)

第12条 里親の委嘱及びその義務は、次のとおりとする。

- (1) 里親は、留学生と家族同様に接し、深い理解と愛情をもって育み、健全な心身を養育するよう努めなければならない。
- (2) 校区実施委員会は、校区内において、この制度を十分に理解し、受け入れ児童生徒を健やかに養育できる家庭を推薦する。その家庭を適正と判断した場合に里親として委嘱する。
- (3) 里親は、P T A会員として、P T A活動に積極的に参加すること。
- (4) 里親は、児童生徒の帰省等については、その都度校区実施委員会に連絡するこ

と。

(5) 里親は、留学生の親権者であり、契約締結によって児童生徒の扶養義務全てを里親に委ねるものではなく、次に掲げる事項について問題が発生した時は、里親は必要な措置を講じ、実親に速やかに報告するものとし、その後の責任は実親が負うものとする。

ア 留学生が、病気あるいは事故などにより身体に異常が生じたとき。

イ 留学生が、急病あるいは家出等予期しない重大な事故が発生したとき。

ウ 留学生の養育に関し、困難な問題が生じた場合、又は生じるおそれがあるとき。

エ 留学生が、故意又は過失によって不測の事故を起こしたとき。

(家族留学とその保護者の義務)

第13条 家族留学において、その保護者の義務は次のとおりとする。

(1) 保護者は、留学児童生徒の養育に責任を持つことはもとより、校区民の一人として、地域住民と積極的に関わるなど連携を深め、子どもたちの健全育成に努めること。

(2) 保護者は、当該学校のPTA会員となり、その取組に責任を持つこと。

2 事故発生時の処置 児童生徒に、病気又は何らかの事故が発生した時の対応は、保護者の責任において行うこと。

3 保護者は、伊仙町のその他の子育て支援や家賃等の補助がある制度を利用することができない。

(解約)

第14条 次の事項に該当する場合は、実施委員会の立会いの上で関係者が協議し解約することができる。

(1) 児童生徒の問題行動により、里親（家族留学の場合は保護者）として指導監督が困難であると判断されたとき。

(2) 委託料の納入を怠ったとき。

(3) 児童生徒が病気や事故等により、長期間就学が困難であると判断されたとき。

(4) 家族の事情等で解約希望が生じたとき。

(5) 申込書若しくは契約書等に虚偽があるとき又は契約違反が生じたとき。

(6) 家族留学において、保護者がPTA会員及び校区民としてその責務を果たさず、学校や地域住民に多大な迷惑をかけたとき。

(その他)

第15条 里親がやむを得ず、一家留守をせざる得ない状況が発生した場合、速やかに校区実施委員会に連絡するとともに、留学生のその期間の宿泊については、実施委員会と協議の上、決定する。この時の委託料は、一人一泊2,000円とする。

2 この要綱に定めるものの外は、実親、里親、実施委員会、推進協議会が協議して善処するものとする。

(所掌事務)

第16条 推進協議会は、次の業務を所掌する。

(1) 実施校の指定に関すること。

(2) 受け入れ形態の設定・調整に関すること。

(3) 留学期間及び留学児童・生徒の受け入れ定数の調整に関すること。

(4) 実施委員会の指導・助言及び連絡調整に関すること。

(5) その他目的を達成するために必要な事項。

(事務局)

第17条 推進協議会の事務局は、教育委員会総務課内に置く。

(委任)

第18条 この制度の円滑な運営を図るため、留学児童・生徒の受け入れに関し必要な事項は、実施委員会に委任する。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和4年11月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月28日から適用する。